身体等に障害のある方のための軽自動車税の減免について

●要件

- ① 4月1日現在の軽自動車の所有者が障害者本人である。 (但し、18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方の所有でも可)
- ② 障害者1人につき1台(自動車税の減免を受けた方は対象になりません)
- ③ 平成30年度の申請期限は5月1日(火)まで
- ●申請に必要な書類 軽自動車税減免申請書・自動車検査証・運転免許証・障害者手帳 ・マイナンバーカードまたは通知カード(納税義務者のもの)・印鑑 等
- ●減免の対象となる障害の範囲
- 1. 身体障害者の方

						減免の対象	となる範囲
	区分					身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする方、または 常 時 介 護 す る 方 が 運 転 す る 場 合
	視	3	ŧ	障	害	1級から4級まで	1級から4級まで
	聴	3	ŧ	障	害	2級及び3級	2級及び3級
身	平	衝	機能	障	害	3 級	3 級
体	音	声	機能	障	害	3級(喉頭摘出による音声機能障害が ある場合に限る)	
障	上	肢	不	自	由	1級及び2級	1級及び2級
_	下	肢	不	自	由	1級から6級まで	1級から3級まで
害	体	幹	不	自	由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで
者			以前の 脳病変	上肢	機能	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
手	によ障害		動機能	移動	機能	1級から6級まで	1級から6級まで
帳	・ 心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう、または直腸機能障害					1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
	ヒト免	免疫 ⁷ 疫	F全ウィ 機 能		よる 害	1級から4級まで	1級から4級まで

(注1) 2つ以上の障害がある場合には、総合判定による級別により判断します。

2. 戦傷病者の方

	· NAME 17 4773							
							減免の対象	となる範囲
	区分						戦傷病者自身が運転する場合	戦傷病者と生計を一にする方、または 常 時 介 護 す る 方 が 運 転 す る 場 合
	視	1	覚	障		害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
戦	聴	1	覚	障		害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
124	平	衝	機	能	障	害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
傷病	音	声	機	能	障	害	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障害がある 場合に限る)	
者	上	肢	7	•	自	由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
手	下	肢	7	τ .	自	曲	特別項症から第6項症まで、および 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで
帳	体	幹	7		自	曲	特別項症から第6項症まで、および 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
	ぼう	こう、	またに	ま直腸	機能	障害	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

(注2) 旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は本表の第2款症、旧第2款症は 本表の第3款症となります。従って、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

3. 知的障害者

	l o			減 免 の 対 象 と な る 範 囲
	<u> </u>	מל		知的障害者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
療	育	手	帳	A (重度)

4. 精神障害者

Γ Δ	減免の対象となる範囲
区 分	精神障害者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
蜂 '	1級(自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する
精神障害者保健福祉手帳	精神通院医療に係るものに限る。) の交付を受けている方に限る)

●お問い合わせ先

税務課 課税係 電話26-9118